浄化槽設置誓約書

令和　　年　　月　　日

南九州市長　　塗木　弘幸　　殿

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 浄化槽設置者 | |  |
| 住所 |  | |
| 氏名 | 印 | |
| 電話 |  | |

記

誓約する条件

1. 浄化槽施設の維持，管理，修繕等については，設置者の責任において行うこと。
2. 将来，公共下水道及び農業集落排水施設等の生活排水処理対策事業が整備された場合，設置者が自らの負担において，これらの施設への付け替えを行うこと。
3. 浄化槽が正常に機能しないことによって，不完全処理排水が放流されもしくは放流される恐れがある場合は，排水溝への放流を中止すること。
4. 放流により，悪臭等が発生し排水溝の清掃等が必要となった場合は，設置者の負担において，清掃，その他必要な措置を行うこと。
5. 浄化槽の不完全処理水を排水溝に放流したことに起因して，排水溝管理者に損害を与え，又は、第三者と紛争を生じたときは，設置者の責任において損害を賠償又は紛争の解決を図ること。
6. その他，排水溝管理者が，適正な排水溝の管理（環境保全を含む。）を行うために必要な指示をした場合は，これに従うこと。
7. 浄化槽の排水を放流することによって，排水パイプ等の公共用地又は民有地の占有が発生する場合は，必ず管理者等の占有許可を得た後、工事着工すること。